平成２３年（フ）第１３７号
群馬県館林市大街道２丁目10番26号　コートスクエアＡ―102
債務者　田部井治男
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４９号
群馬県太田市武蔵島町408番地３
債務者　飯塚　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２８９号
愛知県稲沢市駅前１丁目６番９号
債務者　古場テツヨ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３０２号
愛知県一宮市大赤見字大山７番地　市営大山住宅523号
債務者　松田まり子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２６号
北海道苫小牧市汐見町３丁目６番５号
債務者　吉江　友則
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２５号
茨城県結城市結城853―１　エンブレムＡ205、住民票上の住所茨城県古河市東山田1815番地241
債務者　大平　直美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６８号
茨城県筑西市玉戸1270番地400
債務者　生井　浩二
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９６号
茨城県古河市小堤1913番地27　クリーンハイム201
債務者　服部満寿美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９７号
茨城県古河市中央町１丁目２番８号　グリーンミユキ古河405号
債務者　服部　利広
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０５号
茨城県桜川市真壁町椎尾1572番地４
債務者　中村　兼一
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０６号
茨城県筑西市海老ヶ島937番地３
債務者　横山　和之
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２２０号
茨城県古河市諸川1416番地２　タウンアイリス三和Ｆ―201
債務者　小島あけみ（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２２４号
茨城県筑西市二木成1449番地１冨田スカイハイツＣ―201
債務者　廣瀬美香こと　徐　　奉植
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８５号
富山県高岡市戸出西部金屋565番地　コーポラスセーフティ１．111号
債務者　大和奈緒美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０１号
富山県高岡市姫野301番地３
債務者　白崎　昇司
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０３号
富山県高岡市福岡町赤丸187番地５
債務者　能登滿喜子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３０号
三重県熊野市久生屋町1264番地
債務者　林　小百合
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２４２号
兵庫県赤穂郡上郡町上郡690番地
債務者　宮下　文子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部